

令和6年度 第4回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和7年2月6日（木）午後2時00分～3時00分
場 所 犬山市役所 2階203会議室
出席者 鈴木委員、日比野委員、舟橋委員、河村委員
板津委員、澤田委員、石原委員、原委員、
玉置委員、久世委員、岡村委員、諏訪委員、
田中委員
事務局 高木健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査、
河合保険年金課職員

◆議事

玉置会長

それでは、会議に入らせていただきます。本日は委員の皆さん全員出席でございます。犬山市国民健康保険運営協議会規則第5条の定数を満たしておりますので、直ちに会議を進めます。議事に入る前に、本日の議事録署名人を私の方から指名をさせていただきます。被保険者代表の鈴木委員さん、それから保険医・薬剤師代表の澤田委員さん、お2人にお願いしたいと思います。それでは議題に入りたいと思います。

議題1「令和6年度答申について」は、去る1月15日に市長に答申してまいりましたので、簡単に私の方からご報告をさせていただきます。お手元の資料1を見ていただきたいと思います。皆さんに議論していただいて決まったことをここにまとめておりますので、それを市長にお渡しました。令和7年度の税率改定においては、6%引き上げるということと、保険税や基金で賄えない財源不足について一般会計から補填をしていくということ、応能応益割合については1:1とするということ、賦課限度額は地方税法の改正後に直ちに改定するといったことについて、答申を出しております。また皆さんのご記憶にもあると思うんですけども、出産育児一時金、葬祭費についての条例記述の改定についても合わせて答申を出しておりますので、資料の方をご覧いただきたいと思います。何かこの答申について、皆さんの方からご質問はありますでしょうか。

《質問なし》

それでは、次に、議題2「令和7年度の納付金本算定の状況について」、事務局より説明を受けたいと思います。

事務局（河合）

資料2をお開きをください。令和7年度納付金の県本算定の結果です。まず、結論といたしましては、本算定での総額は約17億円となりました。先回の仮算定から、大体2千万円増えてしましました。被保険者推計人数は前回と同じですので、1人当たりでも1,884円増加いたしました。個別に見てみると、医療給付費分と後期高齢者支援金分は増加、介護納付金分は減少となっています。

医療分増加の原因ですけれども、①県全体の保険給付費必要額とあります
が、ここが増えております。直接的にはこれが原因です。ただし、県の給付の
総額が増えたわけではありません。この前お話しましたように、社会保険から
前期高齢者の方についてお金が流れてくる仕組みになっておりますが、その前
期高齢者交付金、県がもらう金額がかなり減ったので、差し引き、結果として
必要な額が増えたという形となります。

先回と違うのは、このために1%以上納付金が上がるという形になりました
ので、④昨年度以前の剰余金を、先回はゼロでしたけれども、ここに数字が入
りまして、若干ではありますが、抑制を図ることになりました。18億何千万
という数字がありますが、このうち16億円が本当の剰余金の分です。残りにつ
きましては、子ども医療のペナルティというのがあって、国の補助金が減ら
されていたのですが、それを国が撤廃いたしましたので、その部分の増加分が
ここに上乗せしてございます。県全体ですと2億円ほどとなります。

次の後期高齢者支援金分につきましては、あまり加減算がございませんの
で、⑩の県全体の後期高齢者支援金が増え、それに伴って増えております。

一方、介護納付金ですけれども、こちらの方は、⑭県全体の介護納付金自体
が下がっております。これは仮算定のときよりも、愛知県全体の介護2号被保
険者、40歳から60歳の国保の被保険者の方ですが、この見込みが、仮算定の
ときに比べて大分少なくなりましたので、人数が減ったことにより、納付金
額も下がったということになります。

全体の増減ということでは最初に申し上げました、2,000万円の増とい
う形になりました。

玉置会長

ただいま説明がありましたように、仮算定のときよりも2,000万円上が
っているということでしたが、税率は何とか6%増に抑えていくことができた
ということです。何か説明に対して、ご質問ご意見があつたらお願ひします。

久世委員

前期高齢者交付金が減った理由は何でしょうか。

事務局（河
合）

前期高齢者交付金は、概算分ですと、社会保険と国民健康保険の前期高齢者
の推定人数の割合でお金が来るような仕組みになっています。前期高齢の方も
最初に見込んでいたよりは伸び率が少ないということで、国の本係数では、その
伸び率がかなり下がったということです。あくまで推計値ですけれども、国
保の前期高齢者の数は、もう今までのようには伸びていかないだろうという、
そういう推計値が出ましたので、算定の基礎となる前期高齢者の見込み数が減
りますから、流れてくるお金が大分減ったと、そんな仕組みです。

久世委員

その見込みが減った理由というのは、どういう推計の根拠なんでしょうか。
そんなに大幅な変更があるか分からないですが、社会保険から移ってくる人が
少なかったということですか。

事務局（河
合）

年齢構成的に、国保から75歳になった人たちが後期高齢に移るのはもうピ
ークを過ぎました。2025年問題といいますので、2025年を境に、前期
高齢者、65歳から74歳までですけれども、国保のこの年齢層というのは、
比較的少なくなってくるという見込みが立ったということではないかなと思ひ

ます。久世委員のおっしゃる通り、私としても、何で仮係数の時にそのぐらいのことが分からぬのかとは思いますが、結果として、国の係数を見ると随分変わっていますので、この差額というのはほとんどそのせいだというふうに思います。

あと、前期高齢者における社会保険と国保の人数の偏差でお金が流れる仕組みなので、いわゆる肌感覚でいくと、最近は、70歳を超えて国保に入らないで、社会保険にとどまって働いてらっしゃる方がかなり増えてきたということはあるのかなという気がいたします。

田中委員

適用拡大というのがあって、非正規の方が被用者保険に入ってくるという流れで、多少年齢の高い方もこっち（協会けんぽ）にくるということです。交付金は、（前期高齢者が）多い方に行きますんで、その差が減ってきたということではないでしょうか。

玉置会長

ありがとうございます。他に何かありますか。

岡村委員

④の昨年度以前の剩余金の話ですが、仮算定ではゼロだったのに、本算定でいきなり16億円出てきたという話なんんですけど、これまでもう余剰金はないということだったと思うんですが、なぜここで出てきたのかということが、後ろの資料も見ましたけど、ちょっと分かりにくいで、説明をお願いします。

事務局（河合）

前回、久世委員から、4年度は剩余金自体がゼロだと言っていたのに、急に48億円が出てきたのはなぜですかという質問がありましたので、後ほどそれにお答えをしますが、今急に18億円出てきたという意味ではなくて、もともと48億円あったんだけれども、先回は仮算定の結果としては給付があまり伸びていなかつたので、県のルールで発動しませんでしたが、今回は先ほど申し上げた要因により納付金がかなり増え、1%以上伸びがあったので、ルールどおり3分の1は使いましょうという流れです。

玉置会長

他に、よろしいですか。仮算定より約2%伸びてしまった。ただ事務局と調整した上で、来年度の税率は何とか6%増にとどめたというふうにご理解をいただければいいのかなと思います。

事務局（河合）

そうですね。6%の伸びについては、皆さんでこれだけ議論して決めていただったので、今回の本算定で無茶苦茶な伸びがあり、もうこれは駄目ですっていうことでなければ尊重させていただくということです。他のやりくりで、何とか予算を組ませていただくというのが、本当のところでございます。

玉置会長

よろしいですか。それでは次の議題に入ります。議題3「先回のご質問について」、久世委員から質問があった件について、事務局から改めて回答、ご説明をお願いします。

事務局（河合）

先ほど岡村委員からも分からぬかというお話をあったので説明をさせていただきます。久世委員からのご質問の内容としては、先ほど申し上げましたように、昨年度の説明ですと、県の剩余金はゼロだと言っていたんだけれども、今

年度、48億円がいきなり出てきた感があるので、どういった経緯だったかということと、こういうふうに剩余金のところだけが見えてくるんだけれども、愛知県の財政状況を把握するべきじゃないかということ、さらに剩余金だけで納付金をならしていくようなやり方は通常やらないと思うので一体県の基金の積み立て方とかルールってどうなっているのかというご質問だったと記憶しています。それで今回お作りしたのが資料3です。

最初に、県の財政状況です。5年度の愛知県の国保特会の決算状況となります。歳入総額が5,669億円、歳出総額が5,606億円ぐらいですので、差し引き繰越額が63億円弱となっております。元が巨額なものですから、繰越額は決して大きくはないというふうには感じます。

次の（2）は、愛知県の繰越金、剩余金の取扱いですが、前回、私から、県には市みたいな基金はないということを昔の記憶で申し上げてしまいました。ちょっと調べましたが、令和2年度に久世委員から同じようなご質問があつて、その時の答えとしてはそれで正解でした。ただ今回改めて県に確認をいたしましたら、令和4年度に、この財政安定化基金の中に、新たに決算剩余金の管理に使う「財政調整事業基金」というものが新設されたそうでございます。この部分が、私どもの持っている基金と同じように、剩余金を積み立てておいて、困ったときとか、急な増加があったときに使う基金ということで、今は県にもこういうものが制度として存在することになります。

それで、最初の質問となるわけですけれども、先ほど5年度の決算の繰越が63億だということは申し上げました。その下がその内訳です。結果的に、4年度決算の最終剩余額が36億。5年度の単年度の繰越金が27億。そこから国庫負担へ返したりする金額が△15億円。これを順番に加減算していくと、前回申し上げた48億円になります、という県の説明になってています。

県の基金積立ルールというところですが、基本的には、市と一緒にします。前年度繰越金のうち、国や社会保険、支払基金に返還した分を差し引きした残りは、基金に積み立てることにしているそうです。ただし、令和4年度は、ポストコロナで給付費が急に増加、皆さんにお医者さんに行くようになり予想より激増しました。そんな状況であったので、4年度の補正予算で、4年度の給付費を増額補正しました。その財源に3年度の決算の繰越金を使ったということです。基金に積み立てる代わりに、4年度の補正の「給付費」に全部突っ込んでしまった。そういうことで、予算上も基金に積み立てる金額がゼロになつたので、結果的に積み立てはできませんでした。そういう説明でした。

先に戻って、4年度決算の最終剩余金というのは、先ほどのように補正予算を組んだけれど、予算ですから、実際の給付費はちょっと残りますから、そのちょっと残った分がこの36億円です。そういう説明になっています。

最後に剩余金の活用ルールです。復習になりますが、1番目、納付金の急激な上昇が生じたときは、3年間で活用する。2番目、1年度分は上記の3分の1が原則である。3番目が、先ほどの発動ですね、当該年度の医療給付の予期せぬ急増があった場合はそちらの補填を優先する。ということですので、実際に県としては特別に変わったことをしているつもりはないということでした。

説明は終わりました。先ほど岡村議員から質問のあった内容をより詳しく、そして久世委員からの前回の質問を一緒に答えていただいたような形になりますが、この件について、ご質問、ご意見ありますでしょうか。もともと剩余金

玉置会長

はゼロだというふうにずっとと思っていたのが、令和4年度に、こういったルールが新たに制定されて、決算で残った部分を積み立てていったということです。今回は48億あるうちの3分の1を使って補填をしていったというのが1つの流れになっていると思うんですけども、いかがでしょうか。初めて聞くような内容もあったと思うんですが。

久世委員

県は国保事業（の運営状況）について、市町村に連絡する義務があるのではないかですか。

事務局（河合）

義務はおそらくないのではないかと思います。法律では、県は国保の財政運営の主体となるという形になっています。一方、市町村の責務としては、言われた納付金を払うという構図になっています。納付金の算定根拠については、県の懐事情にもよりますから、もちろん聞けば答えていただける分野であるし、実際、事情聴取をしたら包み隠さず答えていただけていますが、積極的に開示があるのかと言われると、会議でも県全体の決算報告はないと思います。もし、義務があれば、県は必ずやるでしょうから、多分、体系的には義務まではないのかなというふうには思っています。ただ、情報公開はされていました。県ホームページでも決算状況は載っていました。特に隠したとかそういうつもりは全然ないと思います。

舟橋課長

今回の剩余金の取り扱いにつきまして、4年度、5年度、6年度の主管課長会議に出ておりますけれども、いただいた資料を読んでいくだけの説明になりますので、それ以上のことは説明がなかったと思われるんですが、ひょっとすると資料の中には入れずにご説明があった可能性もあります。ただ、私も1人じやなくて、補佐と一緒に出席していますが、2人とも、剩余金についてこういう扱いをしていきますというようなお話を聞いた記憶はないです。

納付金が示される県の主管課長会議ではなくて、愛知県の54市町村のうちの一部のところで構成されている連携会議というのがあるんですが、そこでは県といろいろ密にやりとりをしてどうしていくかというのを決めているんですけども、そこからの情報提供は直接というわけではなかったのではないかなどいうふうに記憶しております。犬山市は構成メンバーに入っていない状況になっておりまして、そういう関係で漏れてしまった可能性はありますけれども、今年までこういった事情を把握できずにおりましたので、誠に申し訳ございません。

久世委員

県は市とともに運営すると法律的にはなっているはずです。責任主体は県だけど、あくまで共に運営する形になっているはずなんで、やっぱり情報をしっかりと出してもらうように、これは依頼をして欲しいなと思います。

事務局（梅田）

連携会議の資料は市へ来ていて、剩余金をどういうふうに使っていくかという資料や、会議のまとめが送られてきたり、意見を言う機会もあります。今後は、そういったところも注意深く読み取って意見があれば出していきたいと思います。

事務局（河合） 私も後から見ましたが、決算の状況は課長会議の資料には載っておりませんでした。ただ、剰余金がこういう見込みで48億円出そうだから、どういうふうにしていこうというようなやりとりはありました。

玉置会長 他によろしいですか。

岡村委員 確認ですが、「活用ルール」のところで、納付金の急激な上昇が生じたときに活用するということですが、逆に上昇が一定の範囲内であつたら活用しないという理解でいいですか。

事務局（河合） 聞いた限りではそういうことになります。あまりありえませんが、剰余金が増え続けたら、ずっとため込むのは市町村のために良くないと思います。もしそういう事態が生じた場合については、市町村が声を上げるべきだと思います。

玉置会長 あと何年かすると、犬山市の税率が他の市町とそろってくるような形で、県全体が平均的になるというのがこの制度の原点だと思います。剰余金がどんどん残っていくというふうになると、決算するたびに剰余金が積み増しされていくことになるので、積み増されるということは、もうちょっと税率が低くてもよかつたんじゃないのかということにも繋がりかねません。剰余金をたくさん積んでいくというのは、あまりよろしくない状況なのかなと思います。使えるものとして使ってもらうのは結構なんだけど、前年度に税を取りすぎてたのではないかというようなことも市民からすると見受けられるわけですので、事務局としては先ほどの情報をしっかり出していただくということと、やはり剰余金の使い方については、数字で書いてあるわけではなく、曖昧なところもあると思いますので、こういった議論が出てくるのでしょう。

高木部長 毎年必ず数十億の剰余金は出ます。63億というとすごい金額なんですが、愛知県の国保特会全体の1%です。歳入歳出を1%の誤差で収めるというのはなかなかすごいことです。数十億の剰余金は必ず毎年出てくるはずです。

事務局（河合） 今の納付金は、前回お示しした通り、被保険者数の推測値によりますので、外す市町村と当たる市町村があるため、確定した数字で、2年後に精算をしなさいと県に要求をしている市もあります。そうすれば公平といえば公平です。剰余金という概念ではなくて、余ったお金は、その決算に応じてきっちり戻したりして、もちろん足らなければ追徴ですが、そういうことをした方が良いのではという意見もありました。

久世委員 僕もそちらの方がしっくりきます。結局、市と県と両方が貯めているわけです。二重に貯めていると、その分負担になっています。どっちかで貯めていれば、安全弁として働くはずなんですよね。県はそれを見越して市に請求しているわけだから、お互いにこれだけ貯めているという情報交換をしっかりとらないといけない。市の方の基準をある程度標準化すればいいという考え方もある。それであれば、県が貯めるのはいらないです。それを調整するだけの話なんで。そこの運営がどうも県と市で何かぎくしゃくしているという気がしてなら

	なので、そこの連絡体制をしっかりとやりたいなと思います。
玉置会長	要望というか、県への意見として、運協からこういう意見が出たというのはぜひ伝えていただきたいなと思います。
久世委員	あと、基金の残高も、この財政安定化事業分基金っていう、前からあった方、これは市町村分で、そこである程度貯めてあって、新設した方に県が貯めていくってことですよね。新設したほうを、県が納付金の調整に使う、剩余金の管理に使用するということですね。だから市町村用と県用ということですね。
事務局（河合）	そうですね。上は市町村が困ったとき、災害とか、地震が起きたときとかに給付するための定期預金ということですね。場合によって赤字になったときに貸してくれたりしますので、そういうためのもの。下が、いわゆる剩余金の活用のための定期預金だから、うちと一緒にあります。
久世委員	本来は、基金をどう使うかとか、どういう手続きで使うかとか、どの市町村が使ったんだとか、そういう情報が開示されてしかるべき。うちはなぜ使えなかつたのかとか。そこも分からぬままでは県と市がともに運営しているということにならないと思うんですよね、実態として。だから、県と市の連絡と、共同で事務をやっているという体制をちゃんと制度通りにやって欲しいなというところです。言われたものを払うだけでなくて。
舟橋課長	県の方には、折を見て、運協の方からそういう意見が出たということでお伝えしていきたいと思います。県との関係については今のところ良好ですので、そういう意見もお伝えできるかと思います。
久世委員	破綻していないからいいではなくて、納得して支払いをしてもらうというのが保険の原則です。
玉置会長	市民の皆さんも物価高騰とか様々な要因がある中で苦しいながらも何とか納めていただいているという現状もあります。特に犬山市の税率は低いところからザーッと上がってきたところがあり、市民の皆さんにとっては大きな負担になっているところもありますので、ぜひ、そういう意見も届けていただきたいと思います。他に何か、よろしいでしょうか。
	では、事務局に次の資料の説明をお願いします。
事務局（河合）	それでは、先回のご質問への回答として、最後に資料4になります。 前回、後期高齢者支援分と介護納付金分の増減の説明で、岡村委員の質問に対する答えがちょっとおかしくないかといったイメージで会長からご指摘がありましたので、改めてご説明をします。 まず、納付金の計算は市でも把握はしておりますが、大変複雑です。表にして10枚ぐらいあって、皆さんに全部お見せすることも別にできないわけではありませんが、いつも大まかなところを抜粋してお話をできましたので、どうしても増減の要因が抜粋した部分だけでは見えにくいというところはござい

ます。今回、改めて、全部の表を分析して、ここだろうなというところを改めて抜粋をさせていただいたところです。納付金の計算は大変複雑で、大まかにいうと、県全体の後期、介護の納付金額から、必要なものは加算を、国等からもらえる負担金や補助金は減額して、県としての必要額を算出し、その額を各市町村の被保険者数と所得の占める割合で按分していくというものです。今回はその被保険者数の按分について抜粋しております。

まず、後期高齢者支援分につきましては、一番上の県全体必要額、つまり後期高齢者支援金が減少しています。これにより、収納必要額も同様に減少しています。さらに、按分する一番下の被保険者数の割合も減少していますので、両者が相まって減少となっています。

一方、介護納付金につきましては、同じく県全体必要額は減少、それにより収納必要額も0.11%とはいえ減少しています。しかしながら、後期とは異なり介護の被保険者数、40歳から64歳の方ですが、この割合は0.28%増加していますので、最初の全体額の減少が逆転して微増という形になって表ってきたということです。

玉置会長

皆さんよろしいでしょうか。

岡村委員

ご説明いただきありがとうございました。

玉置会長

県の被保険者の推計人数と犬山市の被保険者の推計人数を比べると、犬山市の方が減り方が緩いから、ちょっとプラスになったというふうにとらえていただければいいかなと思います。

事務局（河合）

後期は全員にかけますが、介護は40歳から64歳までの人たちにかけるので、その比率、県全体と犬山市とのバランスが変わってきたからということでしょう。だから、減り具合を見ていただければ分かりますが、介護納付金の県内の被保険者数の減り具合が3.02%で、犬山市の方が少ないですよね。2.75%しか減っていないので、相対的に犬山市の比率は上がるということになりますよね。

玉置会長

何か他によろしいですか。

それでは続きまして、議題4「来年度の税制改正予定について」、事務局から報告をお願いします。

事務局（保浦）

では、資料5の「令和7年度に向けての税制改正情報」をご覧ください。

まず（1）賦課限度額の改定ですが、基礎課税分を現行の65万円から1万円引き上げて66万円に、後期高齢者支援分を現行の24万円から2万円引き上げて26万円にする予定となっております。ここで、国民健康保険の賦課限度額の引き上げの考え方について補足させていただきます。まず被用者保険のルールでは、健康保険法第40条第2項で「標準報酬月額の等級の最高等級に該当する被保険者数に対する被用者保険の被保険者数の総数に占める割合が0.5%から1.5%の間になるよう定められております。国民健康保険も同じ医療保険の中ですので、被用者保険のルールとのバランスを考慮しまして、賦課限度額の超過世帯割合が全体の1.5%に近づくよう賦課限度額を決めて

いくことになっています。今回の引き上げについては、令和7年度の賦課限度額を令和6年度の賦課限度額に据え置いた場合に、令和7年度の超過世帯数の割合が1.59%になる見込みであるため、今回の引き上げを行う予定となっています。今回の引き上げを行うことで、厚生労働省が出している想定ですと、約1.5%になるということです。

続きまして、(2) 軽減判定所得基準額の引き上げについてです。まず、ここでの軽減とは、国民健康保険加入者の世帯所得が一定定額以下の場合に、均等割額と平等割額を5割もしくは2割軽減する制度がありかですが、今回の引き上げについては、その軽減制度を適用するための世帯の軽減判定所得を算定するための基準額を引き上げるというものになります。資料にもありますが、5割軽減の基準額を、現状29万5千円から1万円引き上げ30万5千円に、2割軽減の基準額を54万5千円から1万5千円引き上げて56万円に、それぞれ引き上げる予定をしています。

最後になりますが、(3) のいわゆる103万円の壁についてですが、国税である所得税については、令和7年中の所得より実施されます。1点目として、基礎控除については、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を48万円から58万円に、10万円引き上げることが示されております。2点目として、給与所得控除について、55万円の最低保証額を65万円に、10万円引き上げるということが記載されています。なお、国民健康保険税を含めた地方税につきましては、1年遅れの課税となっておりますので、所得税に沿った改正が今後行われるかについては、現状ではまだ不明です。ただし、②にあります給与所得控除については、所得税と地方税の共通項目であるので、令和8年度の課税から影響があるのではないかと考えています。具体的には給与所得者の所得が現行より10万円低くなることが予想されます。一方、1点目の基礎控除については、現在のところ、地方税の基礎控除額を引き上げるとの記載はされておりませんので、今後さらなる議論が行われるのではないかと推測しております。この部分については、国民健康保険税を含めた地方税への影響が大きいことから、今後の国の動きを注視していく必要があるのではないかと考えております。

以上で資料5の説明を終わります。

舟橋課長

何のことかよく分からぬという雰囲気が伝わって参ります。簡単にご説明しますと、1番目の賦課限度額の改定につきましては、今現状の6年度の国保の賦課限度額は106万円、どんなに収入が高い方であったとしても106万円までの国保税を納めていただければいいという形になっておりますが、今回、来年度に3万円分引き上がりますので、109万円まで納めていただくという形になります。高所得者について、ごくわずかではありますけれども、引き上げた分だけの国保税が入ってくるという形です。2番目の軽減所得基準の引き上げにつきましては、これも前もありましたけれども、軽減対象世帯が拡大するということで、軽減を受けられる方が増えるということですので、悪いことではないのかなというところです。3番目につきましては未定の部分が多いものですから、そんな話もあったのかという程度のご認識でも十分かなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

玉置会長

令和7年度からですから、動き始めておりますので、税制改正の情報を事前

にいただいたということですが、ご質問等があればお願いいいたします。まだ不確定な部分もあるということで、国の動向もはっきりしてないところではあります。

舟橋課長

今日ご説明させていただいた税制改正につきましては、おそらく3月末に決まります。そうすると、議員の皆様方には令和7年4月の臨時議会で税務課が改正するものとあわせて、国保税も改正をさせていただく形になりますので、よろしくお願いいいたします。

玉置会長

よろしいでしょうか。賦課限度額については、昨年から、法改正で上がったらすぐ上げるということで、臨時議会に上程するということでやっています。今回は情報提供ということでいただいておりますが、何かまた疑問の点があれば、事務局の方にお問い合わせをいいたいと思います。

それでは本日の議題はすべて終了しました。

何か皆さんから特別なことがあれば。よろしいですか。ないようですが、このメンバーで協議会を行うのは本日が最後となります。次回の開催時には、メンバー構成が多分変わってくると思われます。私が初めて会長をさせていただきまして、拙い進行でしたが皆さんご協力いただきまして本当にありがとうございました。なかなか久世委員のところまで追いつかないんですけども、大分勉強もさせていただきながら、務めさせていただいたと思ってます。そういう中で、本日部長にもお越し頂いていますので、一言よろしくお願ひします。

高木部長

3年間と言っても、まだ任期自体は5月末までということですが、事実上予定している会議は今日で最後ということになっています。3年間いろいろありがとうございました。私もこの会議に出席させていただきながら勉強してくるような状況で、ここで仕入れた知識を使って、議会で説明していくというふうに、非常にたくさん勉強させていただきました。他の会議と違って本当に専門的な会議です。定性的な言葉のニュアンスということでなくして、具体的な数字をどうするか、何の根拠を持ってこういうものにしていくか、そして住民の皆さんはそれで納得できるレベルなのかどうかといったところ、非常に難しい議題をこの場で議論していただいて、しかも落としどころというか、そういったところもしっかりと踏まえていただきながらご議論していただいたのは本当に我々も助かったところであります。委員の方々は改選になりますが、もしお声がけがありましたら快く受け付けていただけると、基礎知識のある方ということで非常にありがたいところがありますので、またよろしくお願ひいたします。

玉置会長

ありがとうございました。それでは進行を課長にお願いします。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

(原本に 玉置 幸哉 署名)

署名

(原本に 鈴木 一成 署名)

署名

(原本に 澤田 敬久 署名)